

平成 30 年度 第 2 回

和泉市都市計画審議会

議 案 書

平成 31 年 3 月 28 日 (木)

午前 10 時 00 分から

和泉市役所 3 号館 3 階

市議会委員会室

目 次

議案番号	案 件 名	決定権者	ページ
1	南部大阪都市計画緑地の変更について	和泉市	1

議 第 2 号
平成 31 年 3 月 28 日

和泉市都市計画審議会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

南部大阪都市計画緑地の変更について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法
第 19 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画緑地の変更 （和泉市決定）

都市計画緑地に 219-3 号信太山丘陵里山自然公園を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
219-3	信太山丘陵里山自然公園	和泉市小野町及び 葛の葉町地内	約 15.6ha	丘陵地

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本緑地の計画地が位置する信太山丘陵周辺は、過去に旧陸軍や自衛隊の演習場として利用され、開発を免れてきた結果、住宅市街地に隣接しながら貴重で多様な自然環境が維持されており、これらのまれな特性は、次世代へ継承すべき市民の財産、地域のシンボルとなっている。また、現在、信太山丘陵の一部を本市が所有しており、この豊かな自然環境を保持し、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用していくため、整備構想、利用構想について方向性を示し、公民協働による保全活動を進めている。次世代に豊かな自然環境を継承し、公民協働による活動を継続的かつ着実に推進するため都市計画緑地として追加するものである。

219-3号信太山丘陵里山自然公園 位置図



